

## 【資料】

## 名張流地域づくりシステムの経緯

名張市は、「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体の地域づくり活動を支援することを通して、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めてきました。

これは、住民が自分たちで地域づくりの方向を決め、自主的、自律的なまちづくりを進めることができたり、本当に必要な公共サービスを自ら提供し、享受できたりする仕組みです。この仕組みは、次のような経緯でできました。

## (ステージ1 「ゆめづくり予算制度」と「地域づくり委員会」の創設)

名張市は、平成 15 年（2003 年）4 月、「住民が自ら考え、自ら行う“まちづくり”」を目指し、市民参加のもとに自立的、主体的な取組の気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援策として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

これは地区公民館（平成 28 年度から市民センターに変更）を単位とする 14（現在は 15 地域）の地域（おおむね小学校区）で、住民主導・住民合意により設立された住民主体の地域づくり組織「地域づくり委員会（名称は地域によりさまざま）」が、地域づくり活動を行い、市は地域づくり委員会に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めています（平成 28 年度実績約 105,000 千円）。



## (ステージ2 条例に基づく「地域づくり組織」に再編成)

地域づくり委員会設立から 5 年が経過し、住民主体のまちづくり意識が高まってきましたが、組織の位置付けが不明確であることや地域まちづくり計画（地域ビジョン）が策定されていないなど、組織運営や活動にあたっての様々な課題も浮かび上がってきました。

そこで、平成 21 年（2009 年）4 月には、これまでの地域づくり委員会を、名張市自治基本条例第 34 条にもとづく「名張市地域づくり組織条例」に基づく地域づくり組織として位置付けるとともに、地域の自立と自律をめざし、地域課題に取り組んだり、地域づくり活動の担い手育成や参加者を広げたりできる組織に再編成しました。同時に、それぞれの地域内の組織を、「基礎的コミュニティ」（区や自治会）と「地域づくり組織」（おおむね小学校区を単位）に整理されました。あわせて、従来からの区長制度を廃止しました。



(ステージ3 地域ビジョン策定)

平成24年(2012年)には、すべての地域づくり組織で、「名張市地域づくり組織条例」(第9条)に基づいた、地域特性をふまえ、地域の課題を解決するための理念、基本方針、地域の将来像をとりまとめた「地域ビジョン」が策定されました。これを受けて市は、平成25年度(2013年度)に、地域ビジョンを総合計画の「地域別計画編」として位置づけました。これにより、地域だけでは解決できない課題も整理され、同年から「ゆめづくり協働事業提案制度」を設け、地域から提案された協働事業を、地域づくり組織と市が協働で課題に取り組んでいます。



(ステージ4 自立した地域社会の創造に向けて)

地域づくり組織が形成されて10年が経過したところで、地域自治システム形成当初には想定していなかった、組織代表者の負担や責任の増大、若い世代など地域づくりの担い手の不足、市民センターの指定管理者制度導入にともなう会計管理など、組織ガバナンスの確保、新たな課題への取り組みの必要性なども見えてきました。さらに、人口減少や少子高齢化が進み、組織運営や活動にも影響が出て来ており、対応が迫られています。

こうしたなか、地域づくりのあり方を今一度ふりかえり、再確認し、地域のさまざまな力を総合し、必要であれば新たな方向を探っていくことも持続可能な地域づくりを進めていくためには必要なこととなります。

